



熊ノ迫新一さん
(川角)

昭和37年に入隊後、護衛艦などにおいて電機員として艦船の運転・整備に従事されました。

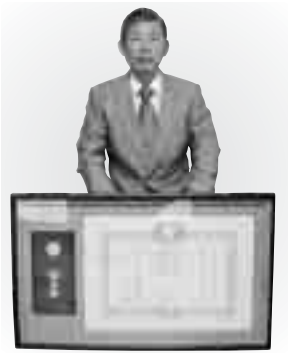
受章に際して、「諸先輩方を始め皆さんののおかげです。特に家族には本当に感謝していますし、この受章自体半分は家族がもらったようなものです。」と話されました。



川崎 守充さん
(呉地)

昭和38年に入隊後、定年までの35年間を艦船勤務。艦船においては大砲射撃の数ある業務の中でも指揮にたずさわっておられました。

受章に際して、「父母兄弟、特に妻、子どもに感謝しています。今後は地域住民の方々のために日々精進したいです。」と話されました。



岡本 勝次さん
(萩原)

昭和40年に入隊後、約33年間の多くを艦船にて勤務。艦船では経理等の金銭にまつわること全般に従事されました。

今回の受章に際して、「大変名誉なことだと思っています。最後までやり遂げることができたのも全て妻のおかげです。」と話されました。



石井 勝さん
(呉地)

昭和35年に入隊後、約38年間の業務の間、主に護衛艦などで通信の仕事に従事されました。

今回の受章に際して、「良き先輩・同僚に恵まれ、また、家族に支えてもらったのおかげです。これからは、何らかの形で地域に恩返ししていきたいです。」と話されました。



佐藤 完治さん
(呉地)

昭和37年に入隊後、約30年間を艦船にて勤務。射撃管制、ミサイル管制の業務に従事されました。

受章に際して、「32年間の勤務を認めてもらい、無駄では無かったと感じました。少しは国民のためになったのではないのでしょうか。まあ、家族あつての32年間ですよ。」と話されました。



川畑 秀峰さん
(呉地)

昭和37年に入隊後、数々の潜水艦を乗り継いでこられました。潜水艦に乗艦中は電子的な整備を主に担当し、江田島の第一術科学校の教官も務められました。

受章に際して、「とにかく妻に感謝しています。」と簡潔におっしゃられ、この受章自体も奥さんが一番喜んでくれたそうです。



植松 厚二さん (出来庭)

昭和24年から退団されるまでの約50年間、出来庭分団長、団長などを歴任されました。

今回の受章について、「永きにわたり支えてくださった諸先輩方、地域の皆さまのご指導とご支援の賜と心から感謝致しております。」と話されました。

平成17年春の叙勲

この勲章は、消防職員や消防団員で、長年にわたり消防の発展向上に努め、顕著な功績を残した方に授与されるものです。(生活環境課)

第4回 危険業務従事者叙勲

この勲章は、自衛官など危険性の高い分野に従事し、自己を犠牲にして業務に精励するなど社会に貢献した方に授与されるものです。(企画課)

表② 徴収方法別納期ごとの徴収区分 (〇付が徴収月)

普通徴収	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期	
	④	5	6	⑦	8	⑨	10	⑪	⑫	1	②	3
徴収区分	仮徴収		本徴収 (年額保険料-仮徴収額を5期で調整)									
毎年4月に保険料を通知します。			毎年7月に保険料を通知します。									
特別徴収	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期	
	④	5	⑥	7	⑧	9	⑩	11	⑫	1	②	3
徴収区分	第1回仮徴収		第2回、3回仮徴収		本徴収 (年額保険料-仮徴収額分を3期で調整)							
前年度7月に保険料を通知します。			毎年7月に保険料を通知します。									

決定通知書 毎年7月中旬に第1号被保険者の方に保険料の決定通知書を郵送します。この通知書で、年額及び納期ごとの保険料、納期限、徴収方法等をお知らせします。(表②参照)

保険給付の制限 介護保険料を滞納された場合、滞納期間に応じてサービスを利用したときに支払う利用者負担額が高くなったり、介護保険の給付の一部が受けられなくなったりします。

徴収猶予・減免 災害などの特別な理由で一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収猶予や減額、免除される場合もあります。

介護保険料は必ず納めましょう。

詳しくは熊野町ホームページをご覧ください。福祉課までお問い合わせください。

問合せ先 福祉課高齢者福祉係 TEL 820-5605 (福祉課)

表① 保険料の徴収方法について

徴収方法	対象者	納入方法
普通徴収	・年度の途中で65歳に到達した方 (翌年の10月から特別徴収を開始する)	町に直接納付 ・納付書 ・口座引落し
	・年度の途中で他市町村から熊野町に転入した方	
	・年金の支給が一時停止した方 (年金の現況届未提出等)	
	・障害年金・遺族年金・老齢福祉年金のみ受給の方	
特別徴収	・年金の年額が18万円未満の方	年金から天引き
	・国民年金、厚生年金、共済年金受給の方	
	・年金の年額が18万円以上の方	

第2回 介護保険のしくみ

第1号被保険者の介護保険料について